

## 高松市民病院跡地における土壤汚染状況調査結果について

高松市民病院跡地において、土壤汚染対策法第3条第1項の規定に基づいて実施した土壤汚染状況調査が完了したことから、土壤汚染状況調査結果報告書を令和8年1月13日付けで高松市環境指導課に提出しました。その概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1 調査の目的

高松市民病院跡地は、これまで土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きに基づく土壤汚染状況調査の一時的な免除を受けていましたが、今後実施予定である解体工事に伴い土地の利活用に変更が生じることとなるため、一時的免除が取り消され、この度、土壤汚染状況調査を実施したものです。

#### 2 調査対象地

(1) 名 称：高松市民病院（跡地） 調査面積 21,406.03 m<sup>2</sup>

(2) 所在地：高松市宮脇町二丁目36番1号（住居表示）

高松市宮脇町二丁目994番2、同番3、同番5、同番6、同番18、同番43、同番48、同番50、同番52、同番56、同番64の一部、同番65の一部、1002番10（地番）

#### 3 調査期間

令和6年4月1日から令和7年12月25日まで

#### 4 調査結果

調査対象地内の259区画（10m格子区画）のうち、土壤汚染のおそれがあると判断した168区画において試料採取して分析した結果、18区画で土壤汚染対策法に規定する土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超える「水銀及びその化合物」が検出されました。

##### (1) 土壤溶出量基準超過

基準超過 区画数	基準超過 (最小値～最大値)	指定基準
18 区画	0.0006～0.017 mg/L アルキル水銀は不検出	水銀が 0.0005mg/L 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと

##### (2) 土壤含有量基準超過

基準超過 区画数	基準超過 (最小値～最大値)	指定基準
2 区画	18～32 mg/kg	水銀が 15 mg/kg 以下

※重複する区画があるため、基準を超える区画は、18区画となるものです。

#### 5 今後の対応

土壤汚染対策法に基づき適切に対応していきます。